

黒滝村行財政改革大綱

期間 令和3年度～令和7年度

令和2年12月

黒 滝 村

目	次
---	---

序. 趣 旨

1	行財政改革の経緯	1
2	現状と課題	1
3	基本方向と視点	2
1.	新しい行政運営の推進	3
1	効率的な事務運営	3
	(1) 事業の必要性、効果効率性の検証	
	(2) 外部委託の推進	
	(3) 行政コストの削減、合理化	
	(4) 超過勤務時間の縮減	
	(5) 情報の有効活用	
	(6) スクールバスの運行方法	
2	民間経営手法の活用	4
2.	スリムな行政組織の構築	5
1	組織整備と新手法の活用	5
2	適正定員管理	5
3	調整機能の充実	5
4	公の施設等の効率的運営	6
3.	健全な財政運営	7
1	財政健全化指針等の推進	7
2	財源確保	7
3	人件費総額の抑制	7
4	旅費制度の見直し	7
5	受益と負担の適正化	8
6	補助金等の統合・縮小・廃止	8
7	未利用備品、未利用地等の有効活用	8
4.	人材養成の推進	9
1	人材養成の推進	9
2	自己啓発の推進	9

5.	行政評価システムの確立と活用	10
1	行政評価システムの確立	10
2	政策評価システムの導入	10
6.	村民参加型村政運営	11
1	村政情報の提供機会の拡大	11
2	情報公開・個人情報保護制度の適正運用	11
3	村民参加型事業手法の導入と活用	11
7.	地方分権の推進と奈良県との連携の充実	12
1	奈良県との役割分担の見直し等	12
2	人事交流の促進と人材養成の支援	12
結.	推進にあたって	13
1	実施期間等	13
2	推進体制	13

序. 趣 旨

1 行財政改革の経緯

本村の行財政改革の推進については、昭和60年6月の黒滝村行政改革推進本部設置に始まり、平成9年3月に「黒滝村行政改革大綱」を策定。さらに、時代の変化に対応して財政・総務担当課主導のもと、平成17年12月に全庁的に見直しを行い、積極的に取り組んできたところである。

2 現状と課題

しかしながら、

- ・従来からの過疎化に加え、少子・高齢化社会の急激な進行
- ・地方分権による行政事務の多様化
- ・ICT社会の推進やマイナンバー制度による電算業務の多様化
- ・木材業の不景気による森林の荒廃
- ・高齢化や後継者不足による遊休農地の拡大
- ・各種広域行政組合による行政事務の運営
- ・安心して暮らせる保健、医療、福祉、環境の充実
- ・予算、人員等行政資源の必要性、緊急性、費用対効果に応じた効率的配分
- ・財政健全化への取組みと、全ての事務事業の抜本的な見直し

等の課題に対応する必要がある。

本村を取り巻く環境は大きく変化しており、その変化を的確に捉えながら、村民と協働による村づくりを行うとともに、行政サービスの質の向上を図り持続可能な行財政運営を推進していく必要がある。

このようななか、本村は福祉、環境、教育、村道・林道、情報通信格差の是正等多岐にわたる分野において村民のニーズを先取・対応すべく、国の経済対策にも呼応した補助事業・財政施策を活用しつつ公共事業等を積極的に展開してきた。その結果、社会資本は、近隣町村に比較してもなお先駆的且つ着実な整備が進み、地方債に大きく依存した財政構造ではあるが、その償還金（公債費）の歳出に占める割合は一定程度落ち着きを取り戻した。

さらに、本村の財政は、主要な自主財源である村税収入は歳入全体の 5 パーセントに満たない極めて脆弱な構造に加え、村財源の最たる地方交付税が、年を追うごとに減収の一端をたどり、近年は財政調整基金等積立金の取崩しによる収支バランスを保つ状況が続き、このままではやがて基金積立金が底をつき、たちまち財政赤字に陥る状況にある。

それでも、過疎化、少子高齢化、簡易水道施設等の改良工事、南和広域医療企業団の他、広域行政組合の運営経費、生活関連社会資本や道路網の維持・管理をはじめ、福祉・医療の充実など様々な課題に対応していく必要があり、村の担うべき役割とその財政需要は引き続き増大するものと見込まれることから、これら諸課題に的確、着実に対応していくため、中長期的な観点から村財政の健全化を強力に推進していく必要がある。

このように、本村の行財政運営を取り巻く環境が極めて厳しさを増す中、村民の村政への信頼に的確に応えるためには、この「**黒滝村新行財政改革大綱**」を着実に推進するための「**施策目標値等の目標達成に向けた取組みを示した推進プラン**」を策定、着実に推進し、同計画に掲げられた施策目標値等の目標達成に向けた取組みを推進しなければならない。

このため、全庁的に徹底した行財政改革への取組みを展開し、施策や事業の優先化、重点化を図るとともに、効果・効率性を最大化する運営手法、組織機構を構築して、経費全般について徹底した節減合理化を推進するほか、地方分権時代を担う人材の養成など、時代にふさわしい活力ある村勢の基盤となる新たな行財政システムを構築しなければならない。

3 基本方向と視点

以上の現状認識を踏まえ、極めて厳しい財政状況を克服しつつ、地方分権の推進と村政の維持、発展をより一層推進するため、

- ・ 村民と協働の村づくり
- ・ 持続可能な行財政運営の推進

を視点として、この「**黒滝村新行財政改革大綱**」を策定。同時にこれを基に、令和 3 年度から向こう 5 年を見据えた「**行財政改革推進プラン**」を策定して、計画的に着実な行財政改革を推進するものとする。

1. 新しい行政運営の推進

1 効率的な事務運営

景気低迷が長期化する中、また最近では新型コロナウイルスが全世界で蔓延するなど、景気回復には長期間要すると考えられる。

本村において、事務事業については、これまでに各年度の予算編成等に際し、簡素・合理化に努め、内部管理事務についても徹底した見直しと、経費、労力の節減を行ない、職員のコスト意識の向上を図ってきたが、今後とも新たな社会情勢に対応しつつ、以下の点に留意しながら、さらなる徹底した整理合理化を推進する。

(1) 事業の必要性、効果効率性の検証

現在実施中の事業全般について、社会経済情勢の変化等に対応しながら、徹底した見直しと各種施策の優先順位の厳しい選択を行ない、事業評価等を適正に行ない運営手法の効果・効率性の検証を行なうとともに、全ての事業についてゼロベースからの見直しを行ない、また新規事業の設定にあたってはスクラップ・アンド・ビルドの原則を徹底するものとする。

(2) 外部委託の推進

民間において代替機能を有する事務事業について、サービスの維持向上、行政責任の確保、委託による費用対効果を期待できるものは積極的に外部委託の推進を図る。

(3) 行政コストの削減、合理化

行政コスト、特に物的なコストの削減、合理化については、行政コスト削減指針を作成し、公用車の台数削減、小型化による車両購入費や燃料費（ガソリン代）の削減やリース契約との比較、冷暖房設備の適正管理、IP 電話利用の徹底、電気、ガス、水道、紙、コピー等の経費の削減などについて、計画的に徹底した削減、合理化を図ることとする。

(4) 超過勤務時間の縮減

超過勤務時間のさらなる縮減を目指し、各所属、各職員で目標を設定し、職員自らが目標管理を行ない、所属長、各課長が確認、助言することとする。

(5) 情報の有効活用

政策形成・調整機能のより一層の強化を図り、時間コストの削減など業務の効率化を図るため、各課等の保有する情報を全庁的に共有し、リアルタイムに検索できる庁内 LAN システムの利用を図るとともに、費用対効果を勘案しながら可能な限りペーパーレス化を目指した文書管理システムの構築を図っていくものとする。

(6) スクールバスの運行方法

園児、児童、生徒数の推移を判断し、経費削減を念頭に効率的な台数や経路により運行するものとする。

2 民間経営手法の活用

極めて厳しい財政状況の中、課題に対応していくためには、すべての事務事業についてゼロベースから再構築していくという発想が必要である。

このため、従来型の予算重視の考え方や現金収支決算の枠組みを超え、独立した事業体として発生主義や実現主義等企業会計の原則等を基にしたその成果を重視する民間経営の発想や手法を積極的に取り入れていかなければならない。

地方公会計制度に基づく財務書類による貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書について理解を深めるとともに、類似団体比較や公の施設では民間や他地域の類似施設との比較検討を行なうこととし、財政状態や経営成績を判断する指標の一つとして、今後の財政運営の健全化に努めていくものとする。

2. スリムな行政組織の構築

1 組織整備と新手法の活用

組織・機構の整備にあたっては、村民に分かりやすい組織づくりを行い、時代の要請に応じた新しい施策の展開を推進する組織づくりが必要である。

村民本位の組織づくりに努めるとともに、組織活性化の手法を研究したうえで最も村にふさわしい制度を採用し、新規業務への早期対応や事務処理の迅速性向上を図るとともに、スクラップ・アンド・ビルドを基本に、スリムで機動力のある行政体制を再編する。

2 適正定員管理

定員管理について、従来から中長期的見通しのもと、適正な人員配置に努め、平成22年4月1日現在44人から平成30年4月1日現在41人と、▲3人（▲6.8%）の村職員の純減を行ったところである。（定員管理調査）

今日の極めて厳しい財政状況のもと、所属内・所属間での業務の徹底した整理を行なうなど時代に即した簡素な行政システムの再構築を基本に、事務事業や組織機構を見直し、引き続き、全庁的に適正な定員管理に努め、行政体制のスリム化を図っていくこととする。

令和6年度末までに8名が退職するが、この間は退職2名に対し採用は1名とし、職員数の減少により経費削減に努める。業務量の増加等により増員が必要な場合は、住民サービスの低下にならないよう検討を行い、会計年度任用職員や再任用職員の採用により対応するものとする。

3 調整機能の充実

今後、地方分権の推進に的確に対応するためには、政策立案・施策調整機能充実の重要性がますます増大するところであり、より一層主管課の機能を充実させ、各課間調整への対応を強化するとともに、連絡・調整の場の整備、強化を図り、施策の円滑かつ総合的な執行体制を確保する。

4 公の施設等の効率的運営

行財政改革の一環として、公の施設について設置目的、利用状況等を踏まえ、施設のあり方を抜本的に見直すとともに、民間における経営感覚を取り入れ、公の施設における経営改善を行なうなど、公の施設改革を推進する。

公の施設の改革にあたっては、民間、地元との役割分担の視点を踏まえ、「施設の必要性」、「施設の利用状況」、「利用者負担割合」等を総合的に勘案し、民間活用、地元移管、指定管理者制度への移行、さらには施設の休廃止も含めた施設のあり方を検討するものとする。

3. 健全な財政運営

1 財政健全化指針等の推進

現下の厳しい経済情勢のもと、地方財政は、国の財政政策と密接に関わり、その動向によって大きく影響を受けるが、本村も村債残高を抱えるなど厳しい財政状況にあるなかで、国・地方を通ずる構造改革に的確に対応し、中長期の安定的な財政運営の確保を基本として、村債発行額の抑制、各事務事業の重点化・効率化を図るとともに、併せて公共投資については公共工事コスト縮減努力目標を設定するなど、財政健全化のための取組みを進めていく。

また、毎年多額の一般会計からの繰出金を要する特別会計については、経営健全化計画を策定し、着実に計画を実行するとともに、経営基盤安定化の方策について継続して検討することとする。

2 財源確保

地方分権下において自立的村政運営が求められ、自主財源の最たる税財源の公正な確保が不可欠であることから、村税のさらなる徴収強化対策や、ふるさと納税の活用など引き続き取り組んでいくものとする。

3 人件費総額の抑制

厳しい財政状況が続くなか、中長期の安定的で弾力的な財政運営を確保するためには、最大の義務的経費であり財政規模の2割強を占める人件費総額について、適正な定員管理の推進、給料・諸手当の見直し、超過勤務時間の縮減等を通じて、さらなる抑制を図るものとする。

4 旅費制度の見直し

平成15年度から16年度にかけて、抜本的な改正を実施した結果、平成14年度に対

する平成16年度旅費総額は、▲13,099千円（▲76%）となり相当の減額を実現させるに至った。

平成30年度決算での支出額は4,602千円で、今後は出張用務の精査による回数の縮減、さらに旅費制度の見直しや公用車の有効利用を充実させるなど旅費経費の抑制に引き続き努力していくこととする。

5 受益と負担の適正化

使用料、手数料等については平成16年度に見直しを行い、また令和2年度には水道使用料と浄化槽使用料を外税方式にするなど、改定を行ったところであるが、今後においても行政コスト計算等の分析を通じて受益に応じた負担の確保を徹底するため、料金体系を適宜見直すものとする。

6 補助金等の統合・縮小・廃止

各種団体補助金についても、平成15年度から16年度にかけ、大幅な削減を実施し、概して半減させるに至った。しかしながら、その後増額となっている団体補助金もあり、今後は各種団体の活動状況を公正に判断のうえ、さらなる見直しを図っていく必要がある。

また、事業目的を概ね達成したもの、効果が低下しているもの、零細なもの等については、統合・メニュー化、縮小・廃止等の徹底した見直しを行ない、原則終期設定を行なうことも検討していくものとする。

7 未利用備品、未利用地等の有効活用

村有の未利用備品や未利用地等について、有効活用を図ることとし、今後の利用計画のないものについては、有償貸付や売却を検討するなど歳入の確保に努める。

4. 人材養成の推進

1 人材養成の推進

地方分権が実行の段階に入り、地方自治の新時代を迎えて、今後円滑に事業を遂行していくためには、組織・機構等の整備はもとより、職員の意識改革と能力伸長が不可欠である。

このため、「黒滝村人材養成基本方針」（平成17年3月）に基づき、職員一人ひとりが幅広い視野、専門知識・技術、さらには効率的な行政運営を行なうための感覚を身につけるなど村行政の諸課題に柔軟かつ弾力的に対応し得る人材の養成を積極的に推進するものとする。

2 自己啓発の推進

今後、村は、事業やサービスの直接的な「担い手」であるとともに、企画立案、調整、管理を担う「制度設計者・管理者」としての役割や、従来、県が担っていた専門的な行政サービスの提供も求められることから、「現場対応能力」の向上に加え、これらに対応できる「マネジメント能力」と「やる気」を持った職員を育成する必要がある。

行政サービスの向上や事務の効率化を目指し、若手・ベテラン職員を問わず積極的に研修等への参加を促し、職員の意識改革に向けた取り組みを展開していく。

また、職員が各研修を通じて得た体験談などを庁内 LAN 等を活用し、職員全員に周知を図りながら自己啓発の動機付けを図っていく。

今後、これらの取り組みを充実・発展させながら、新たに職員の資質向上に向けた資格取得等の支援など自己啓発を推進する。

5. 行政評価システムの確立と活用

1 行政評価システムの確立

近年、村民と行政のあり方として、より分かりやすく、より開かれた行政運営が求められている。村民に対する説明責任を確保しつつ行政資源の効率的活用を図るため、行政評価システムを構築し、行政運営におけるマネジメントサイクル（Plan→Do→Check→Action）の確立を目指す。

2 政策評価システムの導入

より効率的で開かれた行政運営を実現させるため、各施策単位において目標値を掲げ、それに対する達成度や事業の進捗度などを用いて進行管理を行なうとともに、社会経済情勢の変化、ニーズの変化に柔軟に対応することを目指して、政策評価システムの導入を図る。

これにより、当該施策・事業の廃止も含めた事業の再構築施策、事業の優先化や新たな政策課題の抽出に資するものとし、成果主義による行政運営実現を目指すものとする。

6. 村民参加型村政運営

1 村政情報の提供機会の拡大

村政情報の提供機会は、これまでに村政地区別懇談会開催のほか、村広報、村防災無線放送、くろたきテレビや村のホームページなどを活用して様々な村政情報の提供機会の拡大を図ってきたが、今後さらに検討を重ね、これら内容の一層の充実を図っていくものとする。

2 情報公開・個人情報保護制度の適正運用

本村においては平成15年度から情報公開制度がスタートし、情報の開示提供に関し村の積極的な姿勢を制度化し開かれた村政の実現に向け今後もこの制度の充実、推進を図っていくものとし、プライバシー保護を背景に個人情報保護制度においても国の指針に基づき抜本的な見直しを行ない制度としての明確化を行ない、さらにこれらの制度の適正運用を推進していくものとする。

3 村民参加型事業手法の導入と活用

村民参加型事業手法については、「村民参加型事業の類型」として、意見・提案募集、アンケート調査、懇談会、座談会等の意見・提案型とプロジェクトチームやボランティア、スタッフ等の募集、管理・運営委託等の行動型に大別してまとめられているところであり、既にどちらの型においても事業内容に応じて適正な手法を取り入れながら事業を進めている。

県内外を問わず他の地域にて先駆けられたその他の手法についても積極的に取り入れ、村政への村民参加の推進を図っていくものとする。

7. 地方分権の推進と奈良県との連携の充実

1 奈良県との役割分担の見直し等

奈良県と市町村のそれぞれの性格に応じた相互の役割分担を明確にするとともに、住民に身近な行政サービスは、住民に最も身近な市町村が担うという地方分権の趣旨を踏まえ決定された「市町村権限移譲推進指針」（平成14年2月奈良県新行財政システム推進本部決定）に基づき、村の実情を充分勘案のうえ、村民にとってより利便性を高めることのできる行政サービスについては積極的に権限移譲を推進する。

2 人事交流の促進と人材養成の支援

幅広い見識をもった職員を養成する観点から、県と市町村との人的交流を積極的に促進するとともに、県職員・市町村職員合同研修等を通じ、村職員のレベルアップを図っていくものとする。

結. 推進にあたって

1 実施期間等

本大綱に基づく具体的事項については、新たな実施計画を策定し、令和3年度から令和7年度を目途に推進するものとする。

ただし、社会経済情勢等の変化に応じ、追加・修正等所要の措置を講じるものとする。

2 推進体制

本大綱の推進にあたっては、村民や有識者の審議、助言を積極的に取り入れながら、新しい行財政システムを目指して、全庁一丸となって取り組むとともに、広く村民の理解と協力を深めるため、大綱や実施計画の公表・広報に努めていくものとする。

黒滝村行財政改革推進プラン(案)項目一覧表

新行財政改革大綱表題	中 項 目	小 項 目	通 番	取 組 項 目	頁 数
1. 新しい行政運営の推進	1 効率的な事務運営	(1)事業の必要性、効果効率性の検証	1	事務事業全般にわたる見直し (事務事業評価システム化)	1
			2	各種電子計算機システムの見直し	1
		(2)外部委託の推進	3	予算編成の抜本的見直し	1
			4	学校給食調理・運搬のあり方 委託の検討	1
			5	黒滝ふれあいバスのあり方	2
			6	し尿処理収集・運搬のあり方	2
			7	ごみ収集のあり方	2
		(3)行政コストの削減合理化	8	公用車の台数削減若しくは小型化による購入費・燃費の削減	2
			9	冷暖房設備の適正管理	3
			10	IP電話利用の徹底	3
			11	電気・ガス・水道経費の節減	3
			12	コピー用紙等の節減	3
			13	郵送料等の削減	4
		(4)超過勤務手当の縮減	14	超過勤務時間の縮減	4
		(5)情報の有効活用	15	情報の有効活用	4
		(6)スクールバスの運行方法	16	スクールバスの運行方法	4
	2 民間経営手法の活用	(1)民間的財務分析の活用	17	民間的財務分析の活用	5
2. スリムな行政組織の構築	1 組織整備と新手法の活用		18	組織・機構の整理1 議会議員のあり方	5
			19	組織・機構の整理2 農業委員会のあり方	5
			20	組織・機構の整理3 教育委員会のあり方	5
			21	組織・機構の整理4 社会教育委員のあり方	6
			22	組織・機構の整理6 民生・児童委員会のあり方	6
			23	組織・機構の整理7 国保・介護運営協議会のあり方	6
			24	組織・機構の整理8 人権・同和問題啓発活動と人権・同和教育推進のあり方	7
			25	組織・機構の整理9 消防団のあり方	7
			26	組織・機構の整理10 スポーツ推進委員のあり方	7
			27	組織・機構の整理11 青年団のあり方	7
			28	組織・機構の整理12 体育協会のあり方	7
			29	組織・機構の整理13 子ども会連絡協議会のあり方	8
			30	組織・機構の整理14 青少年指導委員のあり方	8
			31	組織・機構の整理15 食の6次産業のあり方	8
	2 適正定員管理		32	適正定員管理	8
			33	会計年度任用職員	8
			34	義務教育複式学級解消対策	9
	3 調整機能の充実		35	企画調整機能の充実	9
	4 公の施設等の効率的運営	(1)改革の方向	36	公の施設の改革1 観光施設のあり方	9
			37	公の施設の改革2 旧庁舎のあり方	10
			38	公の施設の改革3 学校給食共同調理場のあり方	10
			39	公の施設の改革4 生活改善センターのあり方	10
			40	公の施設の改革5 村ゲートボール場のあり方	10
			41	公の施設の改革6 冷凍冷蔵庫のあり方	10
			42	公の施設の改革7 デイサービスセンターのあり方	10
			43	公の施設の改革8 あまごセンターのあり方	11
			44	公の施設の改革9 猪牧場事務所のあり方	11
			45	公の施設の改革10 簡易水道施設のあり方	11
			46	公の施設の改革11 紙すき体験館のあり方	11
			47	公の施設の改革12 旧中央公民館	12
			48	公の施設の改革13 市町村道維持修繕のあり方	12

新行財政改革大綱表題	中 項 目	小 項 目	通 番	取 組 項 目	頁 数		
			49	公の施設の改革14 農林道維持修繕のあり方	12		
			50	公の施設の改革15 黒滝こども園のあり方	12		
			51	公の施設の改革16 観光・防災Wi-Fiステーションのあり方	13		
		(2)村に相応しいイベント等のあり方	52①	村に相応しいイベント等のあり方1 サマーフェスティバル	13		
			52②	村に相応しいイベント等のあり方2 健康ふれあい祭り	13		
			52③	村に相応しいイベント等のあり方3 フォトロゲイニング	13		
			52④	村に相応しいイベント等のあり方4 イベント実施助成金	13		
			1 財政健全化指針等の推進		53	財政健全化指針1 村債発行抑制施策	14
					54	財政健全化指針2 公共工事コスト削減施策	14
					55	財政健全化指針3 国民健康保険特別会計経営安定化計画	14
	56			財政健全化指針4 (直診)国保診療所特別会計経営安定化計画	14		
	57			財政健全化指針5 介護保険特別会計経営安定化計画	15		
	58			財政健全化指針7 合併浄化槽特別会計経営安定化計画	15		
	59			財政健全化指針8 簡易水道特別会計経営安定化計画	15		
2 財源確保				60	財源確保1 住民税の適正課税施策	15	
			61	財源確保2 固定資産税の適正課税施策	16		
			62	財源確保3 軽自動車税の適正課税施策	16		
		63	財源確保4 国民健康保険税の適正課税施策	16			
		64	財源確保5 村税等の徴収強化対策	17			
		65	財源確保6 ふるさと納税制度の事業展開 ①個人からのふるさと納税 ②企業版ふるさと納税	17			
		66	財源確保7 自主財源確保のための事業展開	17			
	3 人件費総額の抑制		67	常勤特別職給料の見直し	17		
		68	非常勤特別職報酬の見直し	18			
		69	一般職給料の見直し	18			
		70	技能労務職給与の見直し	18			
		71	管理職手当の見直し	18			
		72	扶養手当の見直し	18			
		73	通勤手当の見直し	18			
		74	特殊勤務手当の見直し	19			
		75	宿日直手当の見直し	19			
		76	期末・勤勉手当の見直し	19			
		77	勤奨・整理退職制度の活用	19			
		78	住居手当の見直し	19			
3. 健全な財政運営	4 旅費制度の見直し		79	出張旅費経費の節減1	19		
			80	出張旅費経費の節減2	20		
	5 受益と負担の適正化		81	教職員住宅	20		
			82	わかすぎふれあいセンター	20		
			83	健民運動場	20		
			84	ふれあい運動場	20		
			85	農林トレーニングセンター	21		
			86	文化とスポーツの森	21		
			87	ゲートボール場	21		
			88	村特産品加工施設	21		
		89	村営住宅(せせらぎ住宅含む)	21			
	90	歯科診療所運営形態の見直し	22				
		91①	各種団体等補助・助成金1	22			
		91②	各種団体等補助・助成金2 森林組合活性化事業補助金 森林組合育成助成金	22			
		91③	各種団体等補助・助成金3 村商工会補助金	22			

新行財政改革大綱表題	中 項 目	小 項 目	通 番	取 組 項 目	頁 数
	6 補助金等の統合・縮小・廃止		91④	各種団体等補助・助成金4 漁業組合補助金	22
			91⑤	各種団体等補助・助成金5 空き家対策事業 若者定住促進支援金	23
			91⑥	各種団体等補助・助成金6 特産品奨励補助金 特産品加工用野菜生産奨励費補助金	23
			91⑦	各種団体等補助・助成金7 修学旅行・社会見学費	23
			91⑧	各種団体等補助・助成金8 海外語学留学補助金	23
			92①	各種祝金・報償金等個人給付事業1	23
			92②	各種祝金・報償金等個人給付事業2 元気ふれあい活動報奨金	23
			93	交際費	24
	7 未利用備品、未利用地等の有効活用		94	大淀町越部黒滝学生寮の跡地	24
			95	下寺戸住宅用地	24
			96	出資債券	24
			97	その他備品	24
			98	村有林	24
4. その他	1. その他		99	その他 歳入確保策若しくは歳出削減	25

○黒滝村行財政改革推進プラン

※歳入確保策：正数＝歳入増 負数(▲)＝歳入減 歳出削減策：正数＝歳出減 負数(▲)＝歳出増 (単位：千円)

基 本 方 向	通番	検 討 内 容	財政効果目標額	実施年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
1. 新しい行政運営の推進									
1. 効率的な事務運営	1	(1)事業の必要性、効果効率性の検証 ①事務事業全般にわたる見直し 事務事業評価の統一したシステム化を図りその効果、効率性、必要性の観点において黒滝村総合計画に基づいて検討し、予算の編成や調整に反映することによって、村民のニーズに合った事務事業の展開を推進し、行政資源の適正配分を図る。		R3～7					
	2	②各種システムの見直し 業務効率の担保をするために、現時点においてシステムの廃止縮小を行うことは難しい。 ただし、今後のシステム更新、保守、新規導入などの契約を行う際には、その必要性と費用対効果について検討するとともに、入札・プロポーザル等を活用し、コストダウンに努める。 今後も国の動向に合わせてシステムの改修、増設が必要。 R1決算額 49,617千円		R3～7					
	3	③予算編成の抜本的見直し 経費ごと(事務経費、事業経費、新規事業、経常的経費等)の分類化、および課もしくは款ごとに予算を枠配分し、その上限の中で配分割合を担当課で決定する。また、団体補助金の見直し、一括シーリングを行う等、当初予算自体の削減を図る。 補正予算の際にも課長同士の話で済ますのではなく、財政担当者が事前にヒアリングを行うこととする。		R3～7					
	4	(2)外部委託の検討 ①学校給食調理・運搬のあり方 R2年度の職員体制は7月より会計年度任用職員3名。給食調理数は1日最大67食のため、他町村では定数を2名にしているところが多い。R1年度までは、臨時職員2名＋森物語村より1名(年間130万円)来てもらっていたが、森物語村からの出向については終了した。 今後、児童生徒数の減少が見込まれるが、先般新たな給食調理員を採用したこともあり、職員の身分保障と、委託による食の不安(添加物等食材他)をぬぐえないことから、現行の直営でいくのが良いと考える。 ※教師・職員分は給食費徴収 (R1実績 1,726,220円)園児・児童生徒は村負担。 R1決算額 12,194千円		R3～7					

※歳入確保策:正数＝歳入増 負数(▲)＝歳入減 歳出削減策:正数＝歳出減 負数(▲)＝歳出増 (単位:千円)

基 本 方 向		通 番	検 討 内 容	財政効果目標額	実施年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
		5	②黒滝ふれあいバスのあり方 直営も視野に入れ検討を行う R1決算額 8,872千円(過疎債充当事業)		R3～7					
		6	③し尿処理収集・運搬のあり方 葛城地区清掃事務組合に処分してもらっている。(運搬料は含まれていない。)処分料は、R02年度から事務組合での価格見直しにより、28.3円/ℓ → 16.8円/ℓへと変更された。 運搬料金、処分料金の値下げ交渉を行い、単価の見直しを行う事が出来れば良いが、処分を他市町村に頼るしかできない本村の状況から、交渉については政治的要素が強く困難を強いられる。その他の処分場を有する市町村に変更するなどにも同様に困難と考える。 中継槽土地借上料は、令和2年度から1割減額の270千円になっている。村内全ての土地借上料の折衝を行った結果であると思うので、定期的・全体的に揃えて行うことで、減額を進める。 R1決算額 6,994千円(一般会計) R1決算額 22,092千円(下水道事業特別会計)							
		7	④ごみ収集のあり方 以前に委託業務であったものを検討を行い現在の直営による収集を行っている。今後においても現状のまま業務を行う。 R1決算額 15,366千円		R3～7					
		8	(3)行政コストの削減、合理化 ①公用車の台数削減若しくは小型化による購入費・燃料費の削減 【車両台数】R2.4.1現在29台(清掃作業車、スクールバス含む) 現行の公用車台数・車種が果たして適正か、検討する。 【燃料費】 現在、村内業者でのみ給油しているが、値下げの交渉を行う。 R1決算額 654千円(財産管理費払公用車燃料代)		R3～7					

※歳入確保策：正数＝歳入増 負数(▲)＝歳入減 歳出削減策：正数＝歳出減 負数(▲)＝歳出増 (単位：千円)

基本方向		通番	検 討 内 容	財政効果目標額	実施年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
		9	②冷暖房施設の適正管理 冷暖房施設の利用指針を設定するとともに、職員に対しての周知徹底を行う。 また、職員服務規定において、クールビズ・ウォームビズの推進について追記し、 気候に適した服装を心がけることによって、冷暖房費のコスト削減を図る。 冬場においては議場でのみ使用しているが、議場もファンヒーターの切り替えを検討する。 R1決算額 1,300千円(燃料代、ボイラー点検費用等)		R3～7					
		10	③IP電話利用の徹底 現在、基本使用料のみを払っている回線については、要否を判断して解約する。 役場電話NTT回線を4→3本に減らす 1回線月額2,400円 2,400円×12ヶ月×2回線=57,600 R1決算額 1,260千円(一般会計電信電話料)	285	R3～7	57	57	57	57	57
		11	④電気・ガス・水道経費の節減 5%削減を目指す 年間588千円 電気： 17:15以降、来客時以外は不用な電気を消す。ポットの数を減らす。 ガス： 学校のエアコン導入によりR1より大幅に増加。学校・給食センターともに節約は難しいため、大幅な削減は見込めないが、必要時以外の給湯器の使用は控える。 R1決算額 10,897千円(一般会計、診療所電気代) R1決算額 864千円(ガス代) R1決算額 1,232千円(簡易水道事業特別会計)	2,940	R3～7	588	588	588	588	588
		12	⑤コピー用紙等の節減 5%削減を目指す 年間85千円 両面印刷、モノクロ又は2色コピーの徹底 カラーコピーを行う場合は許可制にできないか検討する 数量が多くなるものは2in.4inを使用する 庁内会議においては、会議資料を印刷ではなく、PCを持ち込み印刷を省略する メールや資料はサーバーに保存し、印刷を控える R1決算額 1,697千円(コピー機使用料、コピー用紙代)	425	R3～7	85	85	85	85	85

※歳入確保策:正数＝歳入増 負数(▲)＝歳入減 歳出削減策:正数＝歳出減 負数(▲)＝歳出増 (単位:千円)

基本方向		通番	検 討 内 容	財政効果目標額	実施年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
		13	⑥郵送料等の節減 5%削減を目指す 年間83千円 県庁・市町村会館などに出張する職員がいる場合は手渡しする 村内郵便は、区内特別料金が適用となる日に集中発送する 補助金交付団体で村が事務局を務めるものについては、補助金から郵送料を支出する R1決算額 1,661千円	415	R3～7	83	83	83	83	83
		14	(4)超過勤務時間の縮減 時間外勤務は、緊急的、季節的なものや、業務量の増加に伴うもの等やむを得ない要因によるもののほか、業務の進め方や、時間配分等、事務の改善が必要なものが、その要因を精査することで何が必要なのかを見極め、その要因に応じて職員配置や定数管理、または事務の効率化等をはかる。 また、会計年度任用職員や再任用職員を活用しながら、仕事のやり方を抜本的に見直し、業務量に応じて柔軟に職員を配置することで、時間外勤務の削減を図る。 職場の超過勤務の実態調査と改善を図る必要があることから長期的な削減を目標とする。 毎年329千円削減(R1年度実績の10%分) R1決算額 3,286千円	1,645	R3～7	329	329	329	329	329
		15	(5)情報の有効活用 情報活用により、資源及び費用の削減を目指す。 職員間での調査表等のやりとりは、ペーパーレス化を徹底することで時間と資源の削減を図る 回議用紙において大量の資料を添付する場合、サイボウズを利用して添付書類を省略する。		R3～7					
		16	(6)スクールバスの運行方法 スクールバスの台数を減らすと、長時間乗車する児童生徒が発生する。 また、委託から直営による運行を検討したが、経費的にはそれほど大きな差がない等、スクールバスを運行するにあたっては現状のままとする。 R1決算額 5,833千円(スクールバス運行委託料)		R3～7					

※歳入確保策:正数＝歳入増 負数(▲)＝歳入減 歳出削減策:正数＝歳出減 負数(▲)＝歳出増 (単位:千円)

基 本 方 向		通番	検 討 内 容	財政効果目標額	実施年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	2. 民間経営手法の活用	17	民間的財務分析の活用 単式から複式簿記への作成や財務諸表の作成について業者へ委託を行っている。 経営分析を行い活用を行うプロジェクトチームを立ち上げる等をおこない活用するようにする。 R1決算額 2,497千円		R5～					
2. スリムな行政組織の構築										
1. 組織整備と新手法の活用	18	議会議員のあり方 議員報酬については、報酬審議会に委ねる。 R1決算額 21,582千円（議員報酬等） 定数6人		R3～7						
		常任委員会の機能の充実 現状維持とする。								
	19	農業委員会のあり方 黒滝村は、法律上、必置規制である農地面積を下回っていることから、委員会の設置が義務付けられていない。 このことから、農業委員会の廃止も含めて検討する。 1,869千円×3カ年 R1決算額 967千円（うち農業委員会補助金586千円）	5,607	R5～7			1,869	1,869	1,869	
	20	教育委員会のあり方 教育委員会については、地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、廃止することはできない。委員定数はH27に条例改正によりそれまでの5人から3人に変更している。 委員会開催回数 3回 定期的には開催しておらず、案件が生じた場合のみ開催している。その他、成人式、入園式、入学式、卒業式等に参加。 R1決算額 684千円（教育委員報酬）		R3～7						

※歳入確保策：正数＝歳入増 負数(▲)＝歳入減 歳出削減策：正数＝歳出減 負数(▲)＝歳出増 (単位：千円)

基本方向		通番	検 討 内 容	財政効果目標額	実施年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
		21	社会教育委員のあり方 社会教育委員は必置義務がないことから廃止することは可能であるが、社会教育委員は教育委員会の諮問機関であり、助言することが職務である。社会教育、生涯学習の基本理念である村民の生きがいを得られる学習の機会を提供する施策を検討することが有効である。しかし、人口減少の中、村内で委員のなり手も少なくなっているため、委員の任期終了にともなって定員5人から3人に削減することを提案する。 R1決算額 154千円(社会教育委員報酬)	350	R3～7	70	70	70	70	70
		22	民生・児童委員会のあり方 民生委員法第4条において、「民生委員の定数は、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が、前条の区域ごとに、その区域を管轄する市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の意見をきいて、これを定める。」とされており、知事による専権事項となっている。 村長には定数を削減する権限がないため、知事に意見し、承認される必要がある。 定数を減らせば支出は減るが、実情としては定数を削減し、1人で複数の地域を受け持ってもらうのは難しいと思われる。 また、定数を減らすことにより、村職員の負担が増える懸念もある。 R1決算額 1,150千円(民生児童委員協議会活動費助成金 うち民生児童委員活動費負担金等732千円)		R3～7					
		23	国保・介護運営協議会のあり方 国保 6人(年2回開催) 公益代表2名(議員2名) 医師代表2名(診療所・歯科診療所) 被保険者代表2名 法律により運営協議会は設置しなければならないが各代表を1名にすることは可能であり定員を3名とする。 R1決算額 28千円(国保運営委員報酬) R1決算額 35千円(介護保険運営協議会委員報酬) 介護12人(年1回開催) (報酬が必要なのは5人) 報酬を支払っている委員 議会議員 2名 民生委員長 区長会長 誠心会長	532	R4～7		105	105	161	161

※歳入確保策：正数＝歳入増 負数(▲)＝歳入減 歳出削減策：正数＝歳出減 負数(▲)＝歳出増 (単位：千円)

基本方向		通番	検討内容	財政効果目標額	実施年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
		24	人権・同和問題啓発活動と人権・同和教育推進のあり方 黒滝村人権・教育推進協議会は黒滝村人権・同和問題啓発活動推進本部に協力する形として統廃合し、研修や村民集会等についてもまとめて学ぶことで講演委託料、研修費を抑える。 “人権教育、人権啓発に関する施策を策定し、実施する責務がある”と人権教育及び人権啓発の推進に関する法律に記載されている。 R1決算額 300千円(村人権教育推進協議会補助金) R1決算額 599千円(人権・同和問題啓発費)	2,500	R3～7	500	500	500	500	500
		25	消防団のあり方 消防団は、本業を持ちながら、「自分たちのまちは自分たちで守る」という精神に基づき、地域の安全と安心を守るために活動しており、消防団の運営・維持・管理の主体であるべき地方自治体(市町村)が、団員報酬等の削減を行うことは困難であると思われる。 ただし、現在村内消防団は3分団に分かれていることから、分団の統一によって、必要経費等の削減を検討する。 R1決算額 1,264千円(団員報酬) R1決算額 643千円(分団活動費) R1決算額 1,295千円(活動消耗品、消防車車検費用等)		R3～7					
		26	スポーツ推進委員のあり方 軽スポーツの推進等、これからの高齢者増加に伴う健康対策にスポーツ推進委員が村民に与える影響は大きいと考える。現在委員定数は5人のところ、欠員1名で4人で行っている。人口減少で委員の確保も困難であるため、定員を5人から3人に減。 R1決算額 154千円(スポーツ推進委員報酬)	630	R3～7	126	126	126	126	126
		27	青年団のあり方 青年団長1名が成人式で祝辞をよむのみ。今後青年団活動が活発化することはほとんどないと思われる。よって、青年団補助金は廃止する。ただし、青年団が復活し、活動が再開されれば、その時点で活動内容に応じて、補助金交付を考えることとする。 R1決算額 0千円	500	R3～7	100	100	100	100	100
		28	体育協会のあり方 予算としては自動車借上料(送迎運転手付)96千円を計上しているが、各個人で会場まで行くことは可能ではある。 ただし、参加者の高齢化もあり、事故等の懸念は残る。 R1決算額 0千円	100	R3～7	20	20	20	20	20

※歳入確保策：正数＝歳入増 負数(▲)＝歳入減 歳出削減策：正数＝歳出減 負数(▲)＝歳出増 (単位：千円)

基 本 方 向		通 番	検 討 内 容	財政効果目標額	実施年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
		29	子ども会連絡協議会のあり方 補助金として200千円を計上しており、子供達のふれあいまた、社会勉強の場となっている。各大字の子ども会が消滅しているので、村で年に1度でも、レクリエーションの場を提供してあげればよいのではないかと考える。 R1決算額 174千円		R3～7					
		30	青少年指導委員のあり方 郡青少年指導委員協議会負担金として20千円予算計上している。市町村との連携もあり削減は難しい。活動費、旅費等は県より支給される。 R1決算額 20千円							
		31	食の6次産業のあり方 活動団体とのつながり方を見直すとともに、活動補助費用の低減と自立化、栽培担い手育成、加工施設の更なる利活用を目指す。 ①活動補助費の低減、売上向上 500千円×5年間 R1決算額 2,013千円(活動助成金) R1決算額 3,875千円(賃金)	2,500	R3～7	500	500	500	500	500
	2. 適正定員管理	32	適正定員管理 過去5年間では中途退職者及びそれに伴う補充等での増減はあるが、ほぼ同数で推移している。今後、R6年度末までには8名による減少が見込まれることにより、この間は退職2名に対し採用1名の職員で最大の効果を上げるという観点から限られた職員数の中で、新規行政需要や業務量の変化に柔軟に対応し、常に業務量に見合った職員配置に努めるものとする。 また、黒滝村行財政改革大綱の定員管理及び給与の適正化の中で、職員の適正化を進めていくとの位置づけがされていることから、定員モデル及び類似団体等との比較検討をし、庁内各課等のヒアリングを実施し、職員の増減が必要となる事業等について意見・要望等を聴取し、少子高齢化の進展に伴うきめ細やかな住民サービスの向上を図るため、会計年度任用職員や、再任用職員を活用しながら、適正な職員数の確保を行う。 職員数 H31 42人、H30 41人、H29 40人、H28 40人、H27 40人	70,000	R3～7	▲ 3,600	4,900	5,700	11,400	51,600
		33	会計年度任用職員 ・業務内容及び職を検討 ・バランスに配慮した職員定数の検討 職員定数の減少に伴い、業務量に見合った職員数の適正配置を実施するために、会計年度任用職員(再任用職員含む。)を有効に活用する。		R3～7					

※歳入確保策:正数＝歳入増 負数(▲)＝歳入減 歳出削減策:正数＝歳出減 負数(▲)＝歳出増 (単位:千円)

基 本 方 向		通番	検 討 内 容	財政効果目標額	実施年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
		34	義務教育複式学級解消対策 ・小学校 (参考)中学校 1年 4名 1年 4名 2年 1名 2年 3名 3年 2名 3年 0名 4年 5名 5年 2名 6年 4名 令和元年度は臨時講師(1名)へ2,806千円が支出されている。 現在の生徒数は上記のとおりとなり、複式学級で対応することは制度上可能である。 (基準:2学年で14人以下、ただし1年生含む学年は6人以下) しかし、県から派遣されている先生への負担また、生徒の学力の低下問題等や転出等の懸念もあるため、現状維持とする。		R3～7					
3. 調整機能の充実		35	企画調整機能の充実 新組織体制の編成 調整機能の充実を図るためには効率的な組織編成を進めなければならない。 よって、組織・機構の整備に当たっては、最小の経費で最大の効果を挙げていくため、業務内容や業務量を踏まえて、組織の規模、人員配置などを総合的に点検し、スクラップ・アンド・ビルドを基本に一層の簡素化・効率化を図る必要がある。目的が類似する業務、事業の1本化や廃止。行政としての施策の必要性の有無の検証や事業評価(アンケートの実施など)を行う。 さらに、政策調整機能の充実強化を図りながら、横断的な政策課題に的確、迅速に対応できる住民本位の組織・機構の整備を図る必要がある。		R3～7					
4. 公の施設等の効率的運営		36	観光施設のあり方 観光施設等指定管理選定委員会に諮り、指定管理計画に基づき、指定管理料を算出しているが、施設整備費との棲み分けが曖昧である。契約(2ヶ年)期間中の経営状況を精査し、新規継続契約の是非を判断する必要がある。今後の村としての観光産業の展望を明確にし、施設の改修計画を立てる必要がある。 毎年度の経営状況を精査し、指定管理料を減額する。 R3 20%カット 8,800千円 R4 40%カット 6,600千円 R5 60%カット 4,400千円 R6 80%カット 2,200千円 R7 100%カット 0千円 令和7年度からは、指定管理ではなく、村が管理する観光施設について、自主運営を目指す。 R1決算額 11,000千円	33,000	R3～7	2,200	4,400	6,600	8,800	11,000

※歳入確保策:正数＝歳入増 負数(▲)＝歳入減 歳出削減策:正数＝歳出減 負数(▲)＝歳出増 (単位:千円)

基 本 方 向		通 番	検 討 内 容	財政効果目標額	実施年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
		37	旧庁舎のあり方 ふるさと納税を利用した文化財の改修を検討する。	▲ 10,100	R3～4	▲ 5,100	▲ 5,000			
		38	学校給食共同調理場のあり方 通番4と同様とする。							
		39	生活改善センターのあり方 歯科診療所の動向次第で今後の運用を考える。							
		40	村ゲートボール場のあり方 令和元年については寺戸ゲートボール場の電気代40千円、水道代19千円、土地賃借料465千円を支出している。 利用者も少なく、利用目的も限られることから施設を解体し、土地の返却について検討を行う。	▲ 3,428	R3～7		▲ 5,000	524	524	524
		41	冷凍冷蔵庫のあり方 現在防災備品等の備蓄倉庫として使用しているので、現状維持とする。							
		42	デイサービスセンターのあり方 黒滝村社会福祉協議会が指定管理し福祉事業を行っているため、現状維持が望ましい。							

※歳入確保策:正数＝歳入増 負数(▲)＝歳入減 歳出削減策:正数＝歳出減 負数(▲)＝歳出増 (単位:千円)

基本方向	通番	検 討 内 容	財政効果目標額	実施年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	43	あまごセンターのあり方 現状維持とする。							
	44	猪牧場事務所のあり方 ※猟友会補助金 (村単)260千円 銃玉代、免許の更新代、施設の電気代、ガス代は猟友会の活動経費より支出。 浄化槽使用料についても、今後は猟友会活動補助より負担してもらうことを検討。 3,146円×12ヶ月＝▲37,752円 5年＝▲188,760円	190	R3～7	38	38	38	38	38
	45	簡易水道施設のあり方 各施設は、かなりの老朽化で修繕箇所が多々有り、その費用も年々増大している。 そして、【簡易水道施設往信基本計画】に基づき、9年間、6億円という事業が令和2年度から実施されている。施設や設備の基準年数をはるかに超えて使用しており、この基本計画に基づき、部分的に改修を進めるといもの。(4割の補助金あり)この補助事業で村内全体の水道管の1/10以上の改修を進めなければ、今後改修時の補助を受けられないなどの制約が設けられており、多大な費用がかかるが計画通りに事業を展開するか決める必要がある。 また、施設管理については管理委託を行っており、緊急時(台風や大雨等)にすぐ対応してもらえ、各家庭に安定した水の供給ができるため、必要な支出と考える。 一方、点検業務については、設備導入業者による基本点検年3回以外に別業者が年間4回実施しており、他町村ではそのような点検は行っておらず、本村施設については老朽化が進んでいることもあり、年間1回の点検で賄えると考え。 R1決算額 44,366千円(簡易水道事業特別会計歳出決算額) R1決算額 17,500千円(一般会計から簡易水道事業特別会計への繰出金)	4,000	R3～7	800	800	800	800	800
	46	紙すき体験館のあり方 杉皮和紙の製造・体験施設として建てられたが、現在は、杉の葉染めが使用している。 今後継続していくのなら、使用する団体には、ガス・水道・電気代使用料等を負担していただけるか検討を行う。 R1決算額 147千円(ガス・電気・水道・電信電話使用料)		R3～7					

※歳入確保策:正数＝歳入増 負数(▲)＝歳入減 歳出削減策:正数＝歳出減 負数(▲)＝歳出増 (単位:千円)

基 本 方 向		通番	検 討 内 容	財政効果目標額	実施年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
		47	旧中央公民館 取り壊しに係る費用と現在の維持経費を比較すると、明らかに取り壊し経費が高額なため、旧中央公民館を現状維持とし、今後有利な財源があればその時点で検討する。当面は、倉庫として活用する。 R1決算額 78千円(電気・水道・建物保険代)							
		48	市町村道維持修繕のあり方 市町村道の修繕については、必要に応じて行うため、予算の削減が難しい。その為、今後の取組みについてもH17検討内容と同様に、路面及び舗装の穴ぼこなど軽微な作業は、材料支給を行い地元にて要請及び自力で行う。また二次製品と現場製作品と比較を行い、安価で施工月数の短縮を図り、現場に応じ間伐材等木材使用を取り入れる。村単事業であるので、村独自の歩掛を作成し施工単価の軽減を図る。 R1決算額 7,212千円(道路橋りょう維持費)		R3～7					
		49	農林道維持修繕のあり方 基本的には、作業道への切替を検討する。林道吉野山鳥住線については事業中止で検討を行う。事業計画の経緯、流域森林の基盤整備の必要性を考慮しながら地元及び吉野町と協議した上で、作業道への切り替え地点及び事業中止地点の検討が必要。 R1決算額 2,109千円(林道維持費)		R3～7					
		50	黒滝こども園のあり方 子ども1人に対し最低職員2名は必要になるため、職員数に関しては適切だと思われる。 0歳児 1人 2歳児 5人 3歳児 2人 4歳児 2人 5歳児 0人 R1決算額 46,665千円(こども園費)		R3～7					

※歳入確保策：正数＝歳入増 負数(▲)＝歳入減 歳出削減策：正数＝歳出減 負数(▲)＝歳出増 (単位：千円)

基 本 方 向		通 番	検 討 内 容	財政効果目標額	実施年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
		51	観光・防災Wi-Fiステーションのあり方 防災の観点から整備したものであり、有事の際のトラブルを避ける為にも現状の維持管理を継続することとする。 但し、次回更新時に更新するか廃止するか検討する。 R1決算額 2,557千円(修繕費、インターネット使用料、保守・点検委託料)		R3～7					
		52①	(2)村に相応しいイベント等のあり方 サマーフェスティバル 村に相応しいイベント実施に係る補助金については、今後、公益性・効果性・必要性、適格性を確保するため、統一的な基準を定めた「補助金交付基準」を策定することとし、村民への明確な説明責任が果たせる仕組みづくりを行う。 1事業について、限度額を100万円とし予算の範囲内で助成する。(最大2事業2,000千円) R2 3,600千円 → R3 2,000千円 ▲1,600千円 R1決算額 2,000千円	8,000	R3～7	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
		52②	健康ふれあい祭り 村民の健康増進事業として、また、高齢者の介護予防事業として実施されている本事業は、村民同士のふれあいの場をつくることにもつながっている。 事業経費について、県等からの補助がついているが、村負担額も少なくはない。 また、当日の時間外勤務は代休対応であるが、準備を含めて職員の勤務時間を多く割いている。具体的な支出金額としては計上困難であるが、仮に本事業がなければ通常業務にあたる時間を多く確保できると考えられる。 R1決算額 545千円 (一般会計分 365千円、介護保険特別会計分 180千円)	3,695	R3～7	739	739	739	739	739
		52③	フォトロゲイニング 52①と同様 R1決算額 538千円		R3～7					
		52④	イベント実施助成金 52①と同様 R1決算額 618千円		R3～7					

※歳入確保策:正数＝歳入増 負数(▲)＝歳入減 歳出削減策:正数＝歳出減 負数(▲)＝歳出増 (単位:千円)

基 本 方 向	通 番	検 討 内 容	財政効果目標額	実施年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
3. 健全な財政運営									
1. 財政健全化 指針等の推進	53	村債発行抑制施策 起債はあくまでも借金であり、普通交付税等により算入されるものの、後年度において返済が必要となってくることに付いて、下記事項の一層の認識づけが必要である。 ①事業効果の精査 ②起債はあくまでも借金であることの認識づけ ③年度内事業実施の徹底(計画的な事業実施) 上記の認識づけによって、総借入額の減少を図る。 R1決算額 89,300千円(一般会計) R1決算額 20,500千円(国民健康保険事業特別会計・診療施設勘定) R1決算額 13,000千円(簡易水道事業特別会計) R1決算額 2,300千円(下水道事業特別会計)		R3～7					
	54	公共工事コスト削減施策 入札参加業者が少ない建設工事の競走入札においては、落札価格の低減が図られにくい傾向が見受けられる。よって、業者選定・入札条件などの見直しや入札の前倒しなどをする必要があると考える。 リースや物品関係の入札については、予定価格と落札金額の差が大きくコスト軽減につながっており入札を推進する。		R3～7					
	55	国民健康保険特別会計経営安定化計画 平成30年度より県単位化となり令和6年度には奈良県どこにいても同じ保険税率となる。 また、県単位化により医療費が増大しても保険税率がかわらない。 削減については、主に一般会計からの事務費繰入となるため経費の削減に取り組む。 R1決算額 101,481千円(国民健康保険事業特別会計・事業勘定歳出決算額) R1決算額 8,273千円(一般会計から国民健康保険事業特別会計・事業勘定への繰出金)		R3～7					
	56	国保診療所特別会計経営安定化計画(直診) 人口の減少や財政のさらなる悪化により他町村と共有して診療を行うことも検討する必要があるが住民の生命に係るため、現状維持が望ましい。 令和2年4月より、医師の特殊勤務手当の改正を行ったため、令和元年度と比較し年間420千円の削減が見込める。 R1決算額 95,611千円(国民健康保険事業特別会計・直診勘定歳出決算額) R1決算額 11,900千円(一般会計から国民健康保険事業特別会計・直診勘定への繰出金)	2,100	R3～7	420	420	420	420	420

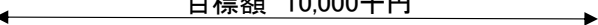
※歳入確保策：正数＝歳入増 負数(▲)＝歳入減 歳出削減策：正数＝歳出減 負数(▲)＝歳出増 (単位：千円)

基本方向		通番	検 討 内 容	財政効果目標額	実施年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
		57	介護保険特別会計経営安定化計画 今年度より医療と介護の一体化事業に取り組んでいる最中であり成果が上がれば、医療費、介護費の抑制につながり、介護保険の村持ち出し分を下げることが期待でき、現在次期計画の策定に着手したところ。 介護制度において、村独自で実施できる地域支援事業について、社会福祉協議会に委託している地域包括支援センター経費のあり方について精査し適正化に努める。 R1決算額 159,644千円(介護保険特別会計歳出決算額) R1決算額 23,287千円(一般会計から介護保険特別会計への繰出金)	6,752	R3～7	844	1,266	1,266	1,688	1,688
		58	合併浄化槽特別会計経営安定化計画 市町村設置型の浄化槽の場合、所有権は村にあり故障等の修繕は村が行う必要があり、現状維持とする。 R1決算額 50,358千円(下水道事業特別会計歳出決算額) R1決算額 34,700千円(一般会計から下水道事業特別会計への繰出金)		R3～7					
		59	簡易水道特別会計経営安定化計画 現状維持とし、料金改定が必要な場合は黒滝村水道事業運営審議会に諮る。 R1決算額 44,366千円(簡易水道事業特別会計歳出決算額) R1決算額 17,500千円(一般会計から簡易水道事業特別会計への繰出金)		R3～7					
	2. 財源確保	60	住民税の適正課税施策 当初課税においては不申告者皆無とすることはもとより、申告の内容、被扶養者の確認等を十分にチェックを行う。当初課税を経て、さらに他市町村在住納税義務者における被扶養者の重複の有無等再調査を行い、公平かつ適正な課税に最大の努力を行う。 事業所・家屋敷課税(地方税法294①Ⅱ)の採用について、今後検討し課税すべき事業所・家屋敷の基準を明確にしたうえで課税を行っていく。 課税権者の責務として、税制改正、納期等、広報等を通じて住民に広く、分かりやすく周知を行い税に対する理解をより深めていくよう努める。 R1決算額 23,653千円(個人村民税) R1決算額 3,305千円(法人村民税)	1,050	R3～7	210	210	210	210	210

※歳入確保策:正数＝歳入増 負数(▲)＝歳入減 歳出削減策:正数＝歳出減 負数(▲)＝歳出増 (単位:千円)

基本方向		通番	検討内容	財政効果目標額	実施年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
		61	固定資産税の適正課税施策 土地課税について、納税者間の公平性を確保する観点から、村内全域における現況による地目変更(例えば田・畑を宅地若しくは雑種地に変更)を確実に把握し法に基づく適正課税に努める。 家屋課税について、家屋の新・増・改築及び減失を毎年確実に把握し、法に基づく適正課税に努める。 償却資産課税について、事業者等の確定申告書資料等をチェックのうえ適正な村長決定課税を行っていく。 課税権者の責務として、税制改正、納期等、広報等を通じて住民に広く、分かりやすく周知を行い税に対する理解をより深めていくよう努める。 R1決算額 35,704千円		R3～7					
		62	軽自動車税の適正課税施策 申告に基づく課税及び全国統一税額のため、特に検討すべき事象なし。 環境性能割…H31年度から。R元年10月から購入の軽自動車に対し、県が徴収して市町村へ交付している。 R1決算額 3,258千円		R3～7					
		63	国民健康保険税の適正課税施策 公正な課税の実施 国民健康保険税所得割は住民税課税所得を、資産割は固定資産税額を基準として賦課徴収しているが、住民税・固定資産税の課税と若干異なる以下の点について課税漏れが起こらないよう、税担当と連携を図り対応する。 ・転入者、住所地特例者などの他市町村で住民税の申告・課税が行われている加入者の所得について照会を行い、適正に課税を行う。 ・当村はもちろん、他市町村においても申告がない加入者に対しては簡易申告書の提出を求める。 無保険者の加入 社会保険を離脱した村民は役場への届けがない限り把握ができない。健康保険法の定めるところによりすべての国民は何らかの健康保険に加入しなければならないことから、年金担当と連携を図り国民健康保険または日雇健康保険加入者以外に国民年金加入者がいないか調査し、国民健康保険に加入させる。 R1決算額 21,102千円		R3～7					

※歳入確保策:正数＝歳入増 負数(▲)＝歳入減 歳出削減策:正数＝歳出減 負数(▲)＝歳出増 (単位:千円)

基 本 方 向		通番	検 討 内 容	財政効果目標額	実施年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
		64	村税等の徴収強化対策 村民への徹底した納税の周知。 口座引き落としでの納税をお願いし、納め忘れを防ぐ。 現年度調定額の100%徴収をめざし、きめ細かな納税相談を実施する。 また、滞納整理について、関係課との連携による取組を進める他、県と協力しながら差し押さえ等を行い、徴収強化を実施していく。 R1現年度収納率 98.75% R1滞納分収納率 34.73%		R3～7					
		65①	ふるさと納税制度の事業展開 個人からのふるさと納税 ネット展開、営業による募集 返礼品の充実 年度毎の充当事業の選定、事業内容公表し募集 R1決算額 2,978千円 R3 4,000千円 R4 4,500千円 R5 5,000千円 R6 5,500千円 R7 6,000千円 納税者数の増加目標 20人／年	10,000	R3～R7	1,000	1,500	2,000	2,500	3,000
		65②	ふるさと納税制度の事業展開 企業版ふるさと納税 対象事業の検討、企業へのアプローチ 5,000千円前後の事業を2件程度事業化し、募集を行う。	10,000	R3～7	目標額 10,000千円 				
		66	自主財源確保のための事業展開		R3～7					
	3. 人件費総額の抑制	67	常勤特別職給料の見直し 黒滝村報酬審議会に委ねる。 R1決算額 21,382千円(給料、職員手当等)		R3～7					

※歳入確保策:正数＝歳入増 負数(▲)＝歳入減 歳出削減策:正数＝歳出減 負数(▲)＝歳出増 (単位:千円)

基 本 方 向		通 番	検 討 内 容	財政効果目標額	実施年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
		68	非常勤特別職報酬の見直し 黒滝村報酬審議会に委ねる。 R1決算額 2,847千円(選挙費、統計調査費、消防費除く)		R3～7					
		69	一般職給料の見直し 国家公務員、人事院勧告に順ずる R1決算額 149,606千円(技能労務職含む)		R3～7					
		70	技能労務職給料の見直し 国家公務員、人事院勧告に順ずる R1決算額 149,606千円(一般職含む)		R3～7					
		71	管理職手当の見直し 国家公務員、人事院勧告に順ずる 現在、定率支給を行っているが、国に順じ定額支給を検討する R1決算額 5,696千円		R3～7					
		72	扶養手当の見直し 国家公務員、人事院勧告に順ずる R1決算額 4,793千円		R3～7					
		73	通勤手当の見直し 国家公務員、人事院勧告に順ずる R1決算額 5,884千円		R3～7					

※歳入確保策:正数＝歳入増 負数(▲)＝歳入減 歳出削減策:正数＝歳出減 負数(▲)＝歳出増 (単位:千円)

基 本 方 向		通番	検 討 内 容	財政効果目標額	実施年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
		74	特殊勤務手当の見直し 国家公務員、人事院勧告に順ずる R1決算額 600千円		R3～7					
		75	宿日直手当の見直し 現行4,400円の手当額を4,000円に改定(△400円) R1決算額 2,156千円	980	R3～7	196	196	196	196	196
		76	期末・勤勉手当の見直し 国家公務員、人事院勧告に順ずる R1決算額 56,188千円		R3～7					
		77	勸奨・整理退職制度の活用 黒滝村職員の定年前早期退職者に関する要綱により、今後も適正な定員管理をもとに検討していく。 新たな正規職員採用の代わりとして会計年度任用職員を採用し、人件費の削減を検討する。 職員の減数に伴い課を統合・再編成することで、必要な管理職の数が減少するとともに、課内でより多くの職員協力体制を構築し、業務効率化を図る。		R3～7					
		78	住居手当 国家公務員、人事院勧告に順ずる R1決算額 1,594千円		R3～7					
4. 旅費制度の見直し		79	出張旅費経費の節減1 全職員が、簡素合理化を第一の念頭に出張用務の内容、必要性及び人員等について、より綿密な精査を行い、旅費経費の抑制に努める。 R1決算額 4,140千円		R3～7					

※歳入確保策：正数＝歳入増 負数(▲)＝歳入減 歳出削減策：正数＝歳出減 負数(▲)＝歳出増 (単位：千円)

基 本 方 向		通番	検 討 内 容	財政効果目標額	実施年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
5. 受益と負担の適正化		80	出張旅費経費の節減2 公用車をさらに有効活用する為庁内LAN等による全車予約制を徹底させ、公用車の稼働率を向上させる。(出張人員数による適正な公用車の選択) ただし、公用車の維持管理に係る経費削減を見込んだ車両台数の減少が考えられるため、職員私有車の積極的な出張使用についても前向きに検討する。		R3～7					
		81	教職員住宅 現状維持とする。							
		82	わかずぎふれあいセンター 村内各種団体からも利用料を徴収し、施設の維持管理費用に充てます。 なお、いきなり3,100円満額求めるのは負担が大きいため、1回1,000円で検討します。 R1実績 70日(内、30日を村内各種団体と仮定して)	150	R3～7	30	30	30	30	30
		83	健民運動場 利用料が夜間照明代しかなく、今まで中学校で日常管理を実施していたが、移転に伴い教育委員会が管理しており、草刈り、トラクターの走行等で年10日ほどかかっている。 利用料を有料化することにより、維持費に充てる。 R1実績 13日	65	R3～7	13	13	13	13	13
		84	ふれあい運動場 維持費に対し利用料が少なく、塩カリ等の購入費用もかかっているため、減免申請を取りやめる必要があると考えます。 利用料を有料化することにより、維持費に充てます。 R1実績 63日	315	R3～7	63	63	63	63	63

※歳入確保策:正数＝歳入増 負数(▲)＝歳入減 歳出削減策:正数＝歳出減 負数(▲)＝歳出増 (単位:千円)

基本方向		通番	検討内容	財政効果目標額	実施年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
		85	農林トレーニングセンター トレーニングセンターは現状小中学校の授業で使用しており、経費としても電気代のみと必要最低限で経費削減は困難であると考え。また、一般開放時には村民のスポーツ振興・健康増進やコミュニケーションの場として利用があり一般開放を取りやめる事には問題があると考え。なお、令和元年度実績値で使用者数は505人、団体数は15団体(内8団体減免対象)である。折衷案としては、現在村内各種団体を減免の対象にしているが、村内各種団体からも使用料をいただくこととする。その他、現在使用一回につき3100円と料金を定めているが曜日や使用可能時間によっても一律であるのは不公平感もあり、使用時間に合わせた料金改定を行っていくことが望ましいと考える。ただ、施設老朽化につき、今後修繕費がかさむことが懸念される。		R3～7					
		86	文化とスポーツの森 こもればホールは文化交流や、村民の健康増進事業・コミュニティの重要な拠点として大きな役割を果たしている。 また、年間33万円の土地使用料についても今後交渉及び買い取りを行う必要があると考える。なお、今後道路改修等インフラの整備で一般、法人等ニーズに沿った周知を行うことにより、ステージ利用者増等施設利用により新たな収入源確保へと繋げる可能性がある。		R3～7					
		87	ゲートボール場 4 公の施設等の効率的運営 通番40 村ゲートボール場のあり方において取り壊して返却。							
		88	特産品加工施設 黒滝村大字堂原157番地 施設使用料徴収の検討を行う。		R3～7					
		89	村営住宅(せせらぎ住宅含む) 村営住宅の退去者がした場合、村が全額修繕費を負担していたが、入居者が負担すべき修繕費は敷金を充当し修繕費の削減を図る。 ○村営住宅家賃の検討 利便性係数(現在0.5%→0.8%)見直しを行い、家賃収入の増額を検討する。 R1決算額 1,553千円(住宅管理費)	7,500	R3～7	3,000	1,500	1,000	1,000	1,000

※歳入確保策:正数＝歳入増 負数(▲)＝歳入減 歳出削減策:正数＝歳出減 負数(▲)＝歳出増 (単位:千円)

基 本 方 向		通 番	検 討 内 容	財政効果目標額	実施年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
6. 補助金等の 統合・縮小・廃止		90	歯科診療所運営形態の見直し 現状維持とするが、医療施設の統合に関しては今後も引き続き検討を行う。 R1決算額 1,677千円(歯科診療所費)		R3～7					
		91①	各種団体補助・助成金 各種団体の活動補助金・助成金については原則1割減額とする。 ただし、令和元年度決算で、年間補助金・助成金よりも繰越額が多い団体については、繰越金なくなるまで補助等を行わない。 また、政策的な補助金・助成金については「補助金等交付基準」を策定し、補助金・助成金の適切な執行と事後評価を行える仕組みづくりを行った上で、必要額を交付する。 今後政策的な補助金・助成金を創設する場合は、交付期間を定めることとする。 R1決算額 10,704千円	7,870	R3～7	2,114	1,592	1,412	1,412	1,340
		91②	各種団体補助金・助成金 森林組合活性化事業補助金 R1決算額 1,986千円 森林組合育成助成金 R1決算額 3,000千円 91①と同様	1,500	R3～7	300	300	300	300	300
		91③	各種団体補助金・助成金 村商工会補助金 R1決算額 3,700千円 91①と同様	1,850	R3～7	370	370	370	370	370
		91④	各種団体補助金・助成金 漁業組合補助金 R1決算額 1,200千円 91①と同様	600	R3～7	120	120	120	120	120

※歳入確保策:正数＝歳入増 負数(▲)＝歳入減 歳出削減策:正数＝歳出減 負数(▲)＝歳出増 (単位:千円)

基 本 方 向		通 番	検 討 内 容	財政効果目標額	実施年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
		91⑤	各種団体補助金・助成金 空き家対策事業 若者定住促進支援金 R1決算額 240千円 廃止とする。	1,200	R3～7	240	240	240	240	240
		91⑥	各種団体補助金・助成金 特産品奨励補助金 R1決算額 1,000千円 特産品加工用野菜生産奨励費補助金 R1決算額 67千円 91①と同様		R3～7					
		91⑦	各種団体補助金・助成金 修学旅行・社会見学費 R1決算額 1,042千円 現状維持とする。							
		91⑧	各種団体補助金・助成金 海外語学留学補助金 R1決算額 3,879千円 今後、更に国際化社会となり、語学の力はもちろん、多様な価値観を尊重し合える感性を身に付けることは望ましいため、現状維持とする。 ただし、コロナウイルス感染症予防の観点から、実施については慎重に行う必要がある。		R3～7					
		92①	各種祝金・報償金 出産祝金 5万円→3万円 R1決算額 300千円 入園・入学祝金 5万円→3万円 R1決算額 200千円 100歳長寿祝金 30万円→20万円 R1決算額 0千円	1,000	R3～7	200	200	200	200	200
		92②	各種祝金・報償金 元気ふれあい活動報奨金 現状維持とする。		R3～7					

※歳入確保策:正数＝歳入増 負数(▲)＝歳入減 歳出削減策:正数＝歳出減 負数(▲)＝歳出増 (単位:千円)

基 本 方 向		通 番	検 討 内 容	財政効果目標額	実施年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
7. 未利用備品・ 未利用地等 の有効活用		93	交際費 交際費については、現在より大幅に減額することは困難であると考えられるが、支出内容の規定などを定め、必要経費の見直し等も検討する。		R3～7					
		94	大淀町越部黒滝学生寮の跡地 賃貸借契約を締結済。 R1決算額 50千円							
		95	下寺戸住宅用地 9区画 一般住宅 3区画 公営住宅 3区画 こども園駐車場 1区画 空き地 2区画 空き地2区画については、県道拡幅に伴う寺戸住宅の代替え住宅地として利用予定。							
		96	出資債券 現状維持とする。							
		97	その他備品 未利用な備品が発生した場合、処分や下取りについて、有利な処分方法を検討し、早期に処分する。今後における備品管理については、当然にして現有資産の有効活用を図り、新たな購入、リース等は出来る限り控えること(ゼロシーリング)を原則のもと、利用計画のないものについては有償貸付や売却を積極的に行い、歳入の確保に努めることとする。		R3～7					
		98	村有林 整備費用として年間300万円を支出しているが、100万円減額し200万円とする。	5,000	R3～7	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

※歳入確保策：正数＝歳入増 負数(▲)＝歳入減 歳出削減策：正数＝歳出減 負数(▲)＝歳出増 (単位：千円)

基 本 方 向	通 番	検 討 内 容	財政効果目標額	実施年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
4. その他									
1. その他	99	その他 歳入確保策若しくは歳出削減 ・村民について、使用料を免除しているが受益者負担の観点から徴収する。 ・広告料の廃止、SNSなど費用の掛からない方法での情報発信を活用し、広告料やパンフレットなどの印刷物の抑制をする。 ・広報誌のページを抑制し、テレビやホームページの活用を検討する。 ・財源確保の為、広報誌の有料広告を実施する。広報広告料例 1枠5,000円 ・国勢調査結果の人口減により更に交付税の減額が見込まれる為、国、県の補助金事業以外の単独事業をゼロベースとし、予算配分後に単独事業実施の有無について検討する必要がある。(基金の取り崩しを避ける為) - 調整期間を設ける為、予算編成を早める必要もある。	1,640	R3～7	328	328	328	328	328
			183,358		9,583	14,388	29,601	38,479	81,307